

明日の裁判所を考える懇談会(第10回)協議内容

1. 日時

平成15年10月24日(金)15:00～17:30

2. 場所

東京地方裁判所

3. 出席者

(委員・50音順)

大谷昭宏委員,北川正恭委員,田中直毅委員,平木典子委員,松尾浩也委員,米本昌平委員

(最高裁判所)

竹崎博允事務総長,中山隆夫総務局長,大野市太郎刑事局長

(東京地方裁判所)

永井紀昭所長,萩尾保繁民事部所長代行者,池田修刑事部所長代行者,西岡清一郎裁判官(民事部),高部真規子裁判官(民事部),大嶋洋志裁判官(民事部),寺岡洋和裁判官(民事部),川口宰護裁判官(刑事部),村瀬均裁判官(刑事部),中辻雄一朗裁判官(刑事部),高森宜裕裁判官(刑事部)

4. 議題

(1)東京地方裁判所刑事部裁判官との懇談会

(2)東京地方裁判所民事部及び刑事部裁判官との懇談会

(3)次回の日程について

5. 会議経過

(1)東京地方裁判所刑事部裁判官との懇談会

(東京地裁において刑事裁判を傍聴した後,担当裁判官と懇談した。)

(松尾委員)

本日の検察官は、大変まじめにやっておられたが、証拠書類がいささか棒読み調で、あれでは裁判員制度が導入されたときには、いかがかなと感じた。

(東京地裁)

確かに、裁判員制度をイメージした場合、あのような形でやられると、かなり法律用語が使われることになることから、一般の人はわからないだろう。もっとも、自分たちとしては、「任提」、「領置」と言われても、すぐこの証拠のこととわかるので、退屈だということはない(笑い)。問題は事件の中身であるが、検察官の方は、検察官調書は原則として朗読し、それによって事実関係を相当程度法廷に出すという方針でやっているようだ。そのかわり冒頭陳述は軽く簡単にという方針のようだ。我々としては、冒頭陳述を詳しくしてもらうか、朗読や詳しい要旨の告知をしてもらうか、どちらかやってもらえれば、法廷は割とスムーズに進むと考えているが、確かに、裁判員制度となると、そうはいかないであろう。松尾委員はそれほど分かりにくかったか。

(松尾委員)

率直に言って、かなり分かりにくかった。

(最高裁)

私も聞いていて、ああいう形でやられると、職業裁判官でもやはりわかりにくいのではないかと思った。検察官は何を裁判所に分かってもらいたいと考えているのかが全く伝わってこなかったからである。この事件で裁判所は当然この点に疑問を持つであろうが、その点について、自分は、あるいは捜査側はこのように押さえているということを意識してやっている朗読や要旨の告知とは思えなかった。

(松尾委員)

もう少しメリハリというか、何か欲しかったと思う。

(最高裁)

当然のことであるが、事後強盗だから、攻撃はどのような状況で加えられたかとか、どの程度のものではあったか、裁判所はそこに関心を持つはずだが、その点に焦点を当てて心証をとってもらおうという姿勢がほとんど感じられなかった。

(平木委員)

私が疑問に思ったのは、一番理解を必要とするのは、被告人であり、被告人本人が理解できないと困るわけであるが、その被告人が言われていることが何か分からないのではないかという点で、あれではとても不安である。その点、裁判長や弁護人が随分補っておられたという感じがするが、そうしなければ被告人本人もわからないのではないか。

(松尾委員)

被告人のレスポンス(応答)というのは、大体あの程度だろうか。裁判長の話にちゃんとうなずいたりしていたが。

(東京地裁)

昔は裁判所も被告人に対して色々話しかけるというようなことは余りやらず、内容については、むしろ弁護人が事前に被告人と面会したときに、状況を全部説明して、それで間違いないか、事実を認めるということであれば、それを前提に、形式的に法廷の手続で確認するというものであった。しかし、今はそのようなやり方ではなく、法廷での行為がより実質的になっており、あのように色々被告人に話しかけ、供述を求めようとしている。もっとも、裁判員制度になったら、今以上に、被告人がわかるというか、一般の人がわかる、傍聴人が聞いていてわかるように心懸けないと、裁判員は、法律の専門家ではないわけだから裁判が進まないだろうと思っている。

(松尾委員)

裁判官は、被告人に対しては随分丁寧に話しをされていた。その方が感じがいい。一昔前は「その方は」などと言うこともあったそうだが(笑い)。

(大谷委員)

我々が取材していたころよりも、随分裁判所が語りかけるという形は違ってきている。かつては、なかなか裁判官自身が被告人に問いかけるということはなかった。非常に事務的で、せいぜい判決の最後の訓示ぐらいであった。

(東京地裁)

刑事訴訟というのは、一応柱は決まっているけれども、それをどう運用するかというのは一人一人の裁判官によって相当違うので、他の裁判体はどうかは十分に知

っているわけではないが、最近はできるだけ被告人に手続を理解してもらった上で進めるというやり方を工夫されていると思う。

(東京地裁)

特に手続については、外国人の事件がかなり多くなり、外国人の被告人に対しては、特にこれから何が行われるのかということを知るように通訳させる必要があって、裁判所が、これからこういう手続になると説明するようになってきたが、これが日本人の被告人の方にも採り入れられた形になってきたのではないか。

(大谷委員)

松尾委員が言われたように、今回のケースを裁判員制度の中で裁判員に説明するとしたら、多分本日の検察官の冒頭陳述ではなかなかわからないと思うし、被告人もそうだと思う。俺のやったことはこんな重い犯罪なのかと思っている部分が被告人にあったと思う。バッグを返して逃げようと思ったら、被害者が追いかけてきたから、殴ってしまった。それだけなのに、法律的には実は事後強盗だったのかと。おそらく、裁判員の方達にも、これは実は強盗なのだということを、起訴状なり冒頭陳述なりで、きちんと説明する必要がある。それを事件の最初に行う必要がある。一般の裁判員の方にとっては、例えば、いわゆる居直り強盗だったら、これは強盗というとてもない犯罪だという意識はあると思う。空き巣が入っていて、家人が帰ってきたら居直ったと、それは刑罰的に相当重いだらうと、恐怖感があるから、一般市民からするとその辺りは分かる。しかし、今回の場合は、たまたま被害者が追いかけてきたために、その結果暴行を振るって事後強盗になった、最初の現場と距離としても随分離れている。一般の裁判員からすれば、バッグを返してもらった時点で追いかけないという人は世の中に幾らでもいるわけだし、それが、結果として懲役7年の求刑、その辺りを裁判所はどうやって説明していくのか。私は聞いていて、非常に難しいのではないかと思った。

(東京地裁)

こういった事件を裁判員制度でやるとしたら、法廷に入る前の段階で、まず事後強盗の要件はこういうものであるということを裁判員の方に一応説明する。起訴状に、形式的には事後強盗に当たるような書き方をしてあるので、ここはこういう形で窃盗をして、被害者に追いかけられ、逮捕を免れる目的で反抗を抑圧するような暴行があった

ということになると、これは事後強盗になる、その上、怪我をさせたのだから結果的に強盗致傷という罪になるとして起訴された、その辺りの基本的な枠組みをまずきちんと説明して理解してもらおうというのが大事だろう。そして、その説明の中で、この辺とこの辺が問題になってくるんだよということを一応あらかじめ、予備知識として持っていて法廷に入っていたかないと、おそらくいきなり今日法廷に入られて検察官の冒陳陳述を聞いても、理解はできないんじゃないかという気がする。その辺りの工夫は裁判所の側で、相当程度やらざるを得ないであろう。もっとも、裁判官がやると、また予断の部分でいろいろ問題があるということになると、書記官にやってもらうということになるかもしれないが、いずれにせよ、あらかじめそういうレクチャー的なことをやって、事件の実体に入らない形で、形式的な形でやっていく必要はある。さらに、最終的には評議の段階で、何メートルぐらい追いかけたら事後強盗になったと認めた判例があるし、駄目だったという判例もあると、その辺りをきちんと説明した上で判断していただくということにならざるを得ないんだろうと思う。

(最高裁)

それは、本来は起訴された後の裁判所の処理でどの範囲のことができるかという問題であるが、そもそもこの種の事件が実態として本当に全部事後強盗で起訴されているのかどうか、おそらく、ちょっと弱気の検察官だったら、事後強盗では起訴しないで、窃盗、傷害に落とすかどうかを考えるんだろうと思う。今日の被告人の場合は執行猶予中で、その事件が本件と余罪という関係があり、それがまだ確定していないという問題もある。今回の強盗致傷で有罪となれば、執行猶予中の事件と合わせると、結局どんなに軽くても4年半の刑務所生活を送らざるを得ない、その引き金が本件1件の処理にかかってくるという形になる。その辺り、実務上検察官としてはどういう処理がよかったのかという問題がまず入り口にあると思う。そして、それを出された裁判所が、今度はどれだけのことができるのかというのが第2段階で、率直に言って非常にしんどい役割になってくる。ただ、国民感覚からすれば、大谷委員が言われたとおり、「えっ。」と思うだろう。そこをどうやって正しく理解してもらおうかということだろうと思う。

(大谷委員)

警察は、凶悪事件取締月間でなかなか成績が上がらないと、強盗を窃盗と暴行、強盗致傷を窃盗と傷害に分ける、そうするとこれは凶悪事件としてはカウントされないことになるから、自分の署は凶悪事件がない、少ないという評価になる。ところが、今度は逆に指名手配強化月間にたまたま捕まると、ポンと強盗にしてしまう。そうすると、凶悪犯指名手配月間中1件検挙という実績が上がる。そういう操作を捜査官というのは幾らでもやるものである(笑い)。

(松尾委員)

前回のこの懇談会で、裁判員制度が入ってきたときに、準備手続とか争点整理という話が出たが、今日の事件のように弁護人の方で全く争わないという対応をとるときに、「争点」はどうなるのか。争点はないということになるのか、すべて情状の問題なのか。

(東京地裁)

情状ということになるだろう。

(北川委員)

裁判の何を変えたらいいのか。ちゃんと立場も踏まえ、ちゃんと理屈は成り立って、それもまた五十数年ぎっちりできた法律がある。だけど、普通に考えたらおかしいじゃないかというものばかりである。だから、中へ入って人事権を使ってもなかなかできない。今の裁判の何を変えたいのか。明日の裁判をどう考えているのか。

(東京地裁)

一つは、行き過ぎた「精密司法」であろう。「精密司法」というのは松尾委員が言われ始めたことだが、事実認定も細かく、判決も詳しくというので、これはある意味では日本国民の国民性だと思う。できるだけ、どうしてこんなことをやったのかというのをみんな知りたがる。捜査段階でははっきりしなかったけれども、起訴されて、法廷では明らかになるはずだという思いを持っている。新聞も割とそういうものが多い。しかし、全体の風潮はそうではあるが、アメリカのようにラフでいいかどうかは別にしても、裁判について、今のように事細かに全部解明した上で判決するというシステムはちょっと変えないと、裁判そのものがなかなかうまく機能しないではないかということは、前から思っている。特に裁判員制度になると、そんなに細かいことはできないし、判決書は

従前どおり詳しいものを書けということに一応なっているけれども、おそらくそのような判決書は書けないのではないか。裁判官はいつも一緒にいるから、それぞれの考えが判り、争いのある部分についてどう思っているか、日頃から議論ができるから、詳しい判決が書けるけれども、これが裁判員の制度では、そんなに頻りに裁判員に来ていただくわけにもいかない。ある程度のラフ的なところで結論を出していくということで、裁判所はこう思うんだということで、理由づけなどもそんなに細かくこうだ、ああだと、記録を隅から隅まで見て書くことはできないだろうと思う。そのように、ある程度今までみたいに隅から隅まで全部わかった上で判決するというシステムをちょっと変えていかないといけいかなと私は個人的には思っている。

(最高裁)

実は、そういった事実認定、判決を詳しくするために幾つかの代償を払っているわけである。その払っている代償の一番大きいものは、捜査段階の比重というのが非常に大きくなるを得ないことであり、逮捕された被疑者を非常に細かく取り調べざるを得ない。あるいは、そこでそのほかの証拠についても非常に綿密に捜査せざるを得ない。そうするとどうなるかという、その間身柄を拘束しておく期間というのが非常に長くなる。そして、検察側がそこで非常にたくさんの圧倒的な証拠を集める。その上で、絶対有罪が間違いないものだけを起訴していくという代償を払うことが、今の細かい認定をするということの反面にあるわけである。そのところを、そこまでやらなくてもいいのではないか。やったかやらないか、犯人かどうか、そういうことはきちんと判定しよう。それから、大きな枠の中で、この程度の問題だと、あるいは核心だけについて判断できる程度にしたらどうか。そうすることによって捜査段階にかかっている比重を少し軽減していく、それにより、身柄を事前に拘束しておくことももう少し短くなるのではないか。事件の争点の真偽を捜査段階ではなくて、公判段階へ持ってくることができるのではないかと思うわけである。今のままだと、捜査段階で実質の勝負がついているのではないか、それをもう少し公判段階で実質の勝負をつけられるようにした方がいいんじゃないかというのが、私どもの基本的な今の考え方である。それは、どちらが手段でどちらが目的かというのはあるが、裁判員制にするということは、そういう意味で公判を中心に据えよう。そして、捜査段階にかかっている比重というもの

をもう少し後ろへ持ってくる。裁判所もそうあった方がいいのではないかと考えているわけである。松尾委員が言われた過度の精密司法から、核心司法に、本当に公判で決めなければいけないことを決めるということに移したらどうかと考えている。

(北川委員)

これからの時代、政治、行政はすっかり変わると私は思う。IT社会になってきて、リアルタイムで次から次へ移り変わって、今までこうですよというのをほとんど変えて、要はパラダイムシフトを敷こうかという話のときに、今の話を聞いていても、どこを変えようというのかわからない。その辺りを断固やるんだということを内部で言わないといけないというぐらいのことを私は思う。なぜかというと、これは専門家の世界の話で、皆さんそうだけど、本当にいいのかというところは、もっと開いたらどうかという感じがする。

(松尾委員)

今の話に関連して申しあげると、変えるべきポイントというのは確かに幾つかある。ただ、なかなかそう簡単に変えられないというしがらみもある。例えば、検察官が起訴するときに、今は非常に確実な証拠のある事件だけを起訴している。つまり、99%の確実性を要求している。ところが、外国は違う。

(北川委員)

私は手続の問題かなと思う。県の県税事務所が「出頭を命ず。」と書いてある話で、誰にもものを言っているんだと私はものすごく行政官に怒った。主権者に対して、わけもわからぬのに「出頭を命ず。」とはどういうことだという感覚が市民にはあると思う。そういう視点の議論はしてもらった方がいい感じがする。法理とか道義が通らなければいけないことも事実であるが、本当にこれだけ外国人が大勢来て、言葉がわからずに、その対応はどうなのかというのをもっとさらけ出して、最高裁の中でということばかりではなしに、もっとオープンにして開いてみたらどうか。

(最高裁)

今、検討会や審議会をやっているのは、まさにこの今の裁判の仕組みを全部変えたらどうかという感じでいっている。ただ、そのときに問題なのは、では刑事裁判というのは一体何をしなければいけないのかというところはきちんとしておかないといけな

い。本当に有罪あるいは犯人であれば、それはきちんと、ある意味では手続を保障しながらでも、犯人であるということが認定できる手続は必要なのではないかと思う。今、基本的には、そのような観点から、刑事裁判の一番守らなければいけない価値というのは何なのかというところまで下りて議論をしていると私は思っている。いわば根源まで遡って、議論をやっている。日本の場合で言えば、刑事裁判にどのくらい真実を解明する機能を求めるか、それからそのためにどれだけ身柄を含めた代償を、今度は逆に言えば軽くしていくのか。そういう次元で今議論は行われていると私は思っている。とはいえ、ただ極端に、真実は解明しなくてもいいんだというところまでは、日本人というか、国のありようとして、そこまではいけない。ある程度真実は明らかにされる必要がある。しかし、今、松尾委員が言われたように、99.9%の正解率である。これはなぜそうかという、日本は国家訴追主義であって、もともと英米法が私人訴追に端を発したのとは違うからだと思っている。そこは日本でももう少しラフでもいいかもしれない。しかし、ラフになるということは、今度は無実の人間が起訴される確率が高くなるということから、それが本当に高くなっていいのかという問題との兼ね合いでもあると思う。

(北川委員)

かなり米本委員なども新しい概念で法理論はどうあるべきかというのを実際に提示されて、全くこの新しい法概念が出てきている。例えば、DNAに関するいろいろなものも、世界的に見てどうかとか、化学反応的にはどうかといったことなど、私はそのあたりが絶対的に自信がないので、何を例に挙げて言えばいいのか少し不安があるし、全くの素人だからあるいは申しわけない言い方をしているのかもわからないが、例えば、捜査段階でどうやってでも振り分けられるということはあると僕は思う。そういうことになったときに、ひょっとすると刑務所の囚人の方が本当はどういう状況にあったかといったことも、ものすごく市民にとっては心配である。それは情報非開示の最たる世界だからであるが、そういうことが起こり得ると思う。だから、自分らの捜査の部門を呼んで、ちょっと振り分けてやろうかというのがあったときに、そういうことを、市民が言う権利があるのかというのは、僕は起こり得る可能性があるという立場で見て判断

するという事は、どうなのか。ちょっと妙な言い方かもしれないけれども、相当不安である。

(最高裁)

今、問題になっている裁判員というのは、3人の裁判官のほかに、同じ位置に一般の国民を入れようというわけである。入れて裁判員にわかる審理にするためには、今日のような難しい言葉を使っていたのではおそらく到底不可能だろう。だから、まずわかりやすい言葉を使わないといけない。そうするためには、実は捜査の段階から、そういうわかりやすいような証拠の集め方をしなければならない。例えば、今のような供述調書の書き方では、今日のものを見ても、私はとてもわからないと思う。それから、例えば先程言われたDNAの問題などは、一般に鑑定という形で証拠が出てくるわけだが、この鑑定書というのは裁判官が読んでもなかなかわかりにくいようなもので、これを素人の人が加わって鑑定書を読んでもわかるようにしなければならない。そうすると、鑑定のあり方というものも、結論が明示され、その理由が本当に簡単にわかるように、そういうものに改めていかなければならない。裁判員制というのは、そういう意味で、今の裁判のありようというものを言われたような方向へかなり変えていく、非常に大きな要素になるであろう。

(北川委員)

かなりじゃなしに、もっと変えなくては。

(最高裁)

ただ、もう一つ言うと、だからと言って真実が明らかになるという機能を損なってはならないということであるが。

(北川委員)

今までは、当たり前なのかわからない言葉が使われていたわけである。それが実態だということだ。私は県庁へ入って行政用語を読んで、わからなかった。それが実は手続上たくさんあると思うわけである。行政を経験して、行政でさえこれだから、本当に遅れているんじゃないかということを心配するわけである。だったらそれを全部一遍、そうになったらあっさり出してやった方が早いんじゃないかと。私は素直にそういう感じがする。

(最高裁)

例えば言葉遣いについてお送りいただいた文書があった。それは参考にさせていただいているが、契機になるものが必要で、一つは、先程から出ているように、外国人事件が明らかにそうだった。外国人事件が出てきて、私達の言っている言葉が全然わからない。それから陪審とか参審とかが言われる。中で、そういうことを意識し、傍聴席も意識したこともやらなければいけないというのが私達の認識になってきたのが、昭和60年頃からだ。要するに、先ほど一昔、二昔前は、裁判所は座っていて、ただ手続を流せばよかったということだけだったが、今はそういう意味では大分変わってきているという意識は持っている。そんなのは当たり前じゃないかと北川委員は言われるかもしれないが。例えば刑法も明治40何年に作ったものがようやく変わった。

(北川委員)

それは、あなた方の理屈よりもはるかに我々の理屈を超えて、もっと変わったというのを出したら、すごく男前になるんだよということを私は素直に思うんで、今の話はなんとなく一生懸命言いわけしているように聞こえる。明治40年から変わったのは当たり前前の話なんで。

(最高裁)

ところが、つい先年なのである。

(北川委員)

だから、これがものすごく遅れていると大反省してくれて、まだ遅れていると。もう昭和は終わって平成だから、そういうイメージだ。法律の内容を言われると私達は本当に弱いけれども、裁判ということで見たら、例えば、最高裁判所は入りにくいもの。だから、そういうところなどから一遍本当に見直した方がいいような気がする。これは素人考えを素直に申し上げているが、皆さんの話されていることは何か言いわけのような感じがしてならない。明治以来と言われるが、そんなことは、何で早く変えなかったのかという思いである。

(最高裁)

そうであるから、変えてきて、ようやく今ここに来ている。もう少し先を見ていただきたいということなのだけれども。

(北川委員)

わかった。

(最高裁)

でも、今後変えていく契機になるのは、やはりそれは裁判員制だろうと思う。それをここに置いて変わっていくということしか今はないだろうと私は思う。それから、遅れていると言われたが、イギリスなんか基本的にいうとコモンローであるから、まだ実を言うと18世紀あるいはそれ以前のものがいわばベースの法制ではあるわけで、法律というものは、確かに時代に応じて、これは生活の道具であるから、変わるべきだとは思いますが、けれども、何らかの一個の目的のために変身がそう簡単にできるものではないわけで、そこが非常に難しい。

(北川委員)

それはわかるが、ではそこに至るまでの道程とか過程とかプロセスとか手続とか、そういうところがもう少し開示されたり、信頼感を持たれたりというところを、それは三重県の職員も危ないと思っていつも自戒しているけれども、重要なところである。

(最高裁)

それは言われるとおりで、もう少しとつきやすいものにしなければいかんということ、そう思う。

(北川委員)

だから、もうちょっとと言われるから、それは違うと。

(最高裁)

それを抜本的にやるためには、裁判員制を導入するというのは、革命的な変化を遂げることになろうと思っている。

(大谷委員)

今日の事件は裁判員制度の対象となるのか。

(最高裁)

争いがある、ないにかかわらず、無期刑があるから、入ってくる。

(大谷委員)

裁判員が入った場合には、量刑についてもかなりの関与をすることになる。だから、今日傍聴したものに裁判員が入っていったとすれば、どこに一番抵抗感があるかと考えなければいけないと思う。裁判員制になって国民はどの部分に司法参加することになるのかということになると、私は、裁判官が今までやってきたことに関して、自分たちも一枚加えてくれということではないはずである。今日の弁護士は、最終弁論の段階で、本人の経歴とか生活環境という部分をはしょっていたが、裁判員がおそらく聞きたいとすれば、はっきり言って、あの被告人の人生はついていない、中学へ行って、そこでうまくいかなくて、おじさんのところへ行っても駄目で、そうこうするうちに交通事故に遭い、どうもそのときに脳の手術をしなければいけなかったのではないかと、その辺りを弁護士は明らかにしていない。要するに、私は、被告人の言葉を聞いていると、若干後遺症があったんじゃないかという気もしたわけだが、そうすると、非常についていなかった人生の部分があって、そこを強調する。裁判官に対して、私たち市井の人間から言うと、この人の人生というのはこういうことなんじゃないのかということ、そこが量刑に反映できないのであろうかと思う事件である。もうひとつは、これでもやはり強盗としなければだめなのか、強盗傷人なのかという素朴な疑問が一般市民からわいてくるだろうと思う。どうしても法の範囲でやらなければいけないものなのかという疑問、そのような点を国民は意見を言いたいわけであるが、その辺のところは私は今の裁判員制度の議論ではどうも勘違いされているんじゃないか。誰も裁判官のまねごとをしたいわけではない。それよりも、反映させていく部分がどのくらいできてくるのか。法律はこうなっているけれどもという説明を聞いて、その辺の基本線は、今の司法改革に国民が望んでいることと、改革で現在やろうとしていることと、それぞれがある意味で乖離しているという感じがするけれども、どうか。

(最高裁)

乖離させたくないと思っているけれども、どうも乖離させたいという人もいるみたいな感じで、言われるとおりだと思う。

国民が加わって、では法技術が変わるのかというと、そこは無理であり、法の約束は裁判官がきちんと国民の側に説明していかなければいけない。その上で、国民が感覚を述べてくれるということは必要である。そのことは1件1件の結論を必ずしも動か

すことにならないかもしれないし、たくさん国民が加わったら正確な事実認定ができるというわけにはいかないかもしれない。しかし、そういうものが集積することによって、裁判官自身のものの見方が変わってくるとか、あるいはそういうものが制度として奥行きが出てくるとか、そういうものになっていく方が多分いいんだろうと思っている。

(北川委員)

僕もそう思う。

(最高裁)

ところが、今はそのようにとらえてくれる人はどちらかというとな少ないのかなと思う。実を言うと、裁判所も裁判員制は提唱した側である。なぜ我々がそれを提唱したかという、我々は日頃の仕事を通じてそのような国民感覚をその中に吸収していきたい、それを制度として反映させていかなければいけないと考えたからなのだが。

(北川委員)

今、大谷委員から言われた質問の中で、そのとおりというか、そういうところが本当になっていけば、信頼というか、そういう親しみとかということも出てくるんだろうなということ期待している。

(最高裁)

刑事裁判はこれから先も、そんなに簡単な作業ではない。おそらく難しい作業だと思う。難しい作業だからといって、専門家の役割が今よりも低くて済むというわけには多分いかない。むしろ、専門家の作業としては、より密度の濃いものが求められるであろう。しかし、それだけに、特に情報公開社会のもとで、国民が、専門家が何をやっているのかということが十分理解できないといけない。その国民に対するアカウンタビリティ(説明責任)をきちんと徹底していくためには、裁判所の構成の中に国民が入っていくということが一番いいことである。そして、そこからお互いに、情報とか、感覚とか、そういうものを共有していく。これが一番いいことだろうと思っている。それが私どもが考えている裁判員制であって、1件1件についてのある程度の正確性はやはりこれまでと同じように担保していく。法律家としての責任を放棄するわけにはいかない。しかし、他方で、専門家の独善に陥ることを防止しなければいけない。それは、国民と

毎日の仕事の中へ組み入れられていることによって初めて防止が可能であろうと、そんなように思っている。

(大谷委員)

裁判所の役割はそのままで、裁判所がそういうことを言い出したんだということは、私は、理念というか、思っていることは間違えていないと思う。しかし、それを裁判所の側から、一つはそういう声が反映されるだろうという期待感とともに、非常に不安な思いもある。事実認定、量刑に関して、裁判所というのは、そういう国民の声を入れながら、しかし証拠だとか法手続だということに関しては、これまでの戦後裁判のそれをきちんと守っていく、担保するというのを、その部分から説明していただきたいと思う。

(北川委員)

行政をやっていて、「for the people」いう言葉などは、本当に行政の思い上がりだということをしつこく議論してきた。県民のためだとか、県民本位というのは、サプライサイド(供給側)のあなた方の理屈であると。日本で最も足りないのは「by the people」なんだということであり、裁判を専門家がやってやるという姿勢から、皆さんから、国民とともにあるという「by the people」というところにいってもらいたい。しかし、そうなくても、そこでは専門性まで決して不要になるということはないと私は思う。むしろ、言われるように、ますます重要となると思う。しかしそこで裁判員の皆さんがどうなるかといった議論で、私が行政官と経験した来たところでは、そこが一番苦労したところである。「for the people」というのは、自分のためにやっているんじゃないか。何の文句があるんだ。」と私は叱られていたけれども、私は、あんたは自分のできる範囲の親切をやっているだけで、何も本当の主体が憲法に保障された主権になっていないのではないかとやってきた。住民によるということを本当にやったら、行政経費などは半分で済んでしまう。みんなが自立しているという、そういう要素が皆さんからどんどん出てきて、そこまで言って大丈夫かということ、我々委員が聞いて、大丈夫か、裁判はもつのかというぐらいになってというような言葉を皆さんからいただくと、すごく安心する。期待している。

(大谷委員)

裁判所は、司法改革関連では最大の抵抗勢力と言われている面があるけれども、裁判員制はやっぱりやった方がいいと思っているのか。

(東京地裁)

私も現場の裁判官として司法改革に関心を持って見ているが、もちろん職業裁判官のプライドというのがある。3人で合議をして、我々なりにいい結論を全力を尽くして出しているというプライドはあるが、世の中の流れとして、北川委員も言われたが、情報公開で民意を吸い上げるというのは、もちろん本当に大切なことだと理解している。今回裁判員制度が導入されるが、国民の皆さんが加わって、裁判がわかりやすくなるということは間違いないと思う。また、迅速化法があるので、裁判が速くなるという効果も期待できると思う。私が少し心配なのは、先程言われたように、これまでのついでにない被告人の身上とか経歴を十分皆さんが理解されて、刑を軽減するという方向に働く場合もあると思うが、一方、マスコミとかの論調を見ると、刑が軽過ぎてけしからんというのが非常に多い。その辺で職業裁判官が、刑としてはどの程度がこれまで判例としてあるのかとか、そういった意味で力になっていけるのか、また訴訟の運営で力を発揮していけるのかなと考えている。

(大谷委員)

今日のケースなどは、裁判員が入ったら、むしろ刑が軽くなる方にシフトしてしまうんじゃないかなという感じがするけれども、そんな感触は持っていないか。

(東京地裁)

今日のケースだったら、そうだと思う。ただ、検察官の求刑も7年以上の懲役ということで一番下限のところまで請求されているので、検察官も一応それなりに事案の内容というのはわかって、求刑したのではないかなと考えている。

(大谷委員)

検察官も、最低でも7年間という思いはあるだろう、裁判員が入ったら。

(東京地裁)

検察庁の立場として、酌量減輕して法定刑より下に下げるとするのは、論告の段階ではなかなかできないというのが基本である。7年まで落としたというのは、裁判所である程度事案を斟酌して、もう少し下でもいいからという意思表示である。例えば3年の

求刑だと、執行猶予でもいいし、お任せするという感じだし、4年の求刑だと、実刑をお願いするというサインである。そういうのはある意味ではプロ同士のあうんの呼吸でやっているものであるが、おそらく、これから裁判員の一般の方が入ってこられたらそういうわけにいかないんで、もう少しそこを言葉できちんと説明するということにならざるを得ないだろうし、今までみたいな形式的な求刑というのはなかなか難しくなるかなという気がする。

(東京地裁)

裁判員制度という話に限って言えばであるけれども、やってみればいいと私は思っている。私は裁判官になってまだ日が浅く、裁判所の経験が薄い分、まだ一般市民歴が人生の中では長い方だと思うので、感覚が一番近いのかもしれないという感じはしている。しかし、私が裁判所へ入って、職業裁判官としてキャリアを積んでこられた先輩方に今まで大勢会ってきて、先輩方の事件の見方というのはすごいなと思っている。自分が全く気づかないところをたくさん気づくという点が圧倒的に多い。その意味で、職業裁判官が裁判をすることのメリットというのはすごくあるんじゃないかと思っているが、それも裁判員という形で一般の市民の方が裁判所の内部に入ってきて、それを実際に見ていただければ、私と同じような感想というのは持っていただける面が確かにあると思っている。

(北川委員)

そうである。私はそういうことを言いたかった。私らも、行政がきつと悪いものだと言ってやっている。ところが入ってみると、行政の方も、市民ってなかなかしっかりしているなと思う。逆に市民の方も、行政というのはなかなかしっかりしているな。これは裁判官に勝てない。そこで、そういうことが起こって、なかなかいいなとなればよいし、私としては、そういうことを言いたかったのである。

(平木委員)

今日の裁判を傍聴させていただいたのを含めて、我々要するに市民が、この懇談会を10回経って、やっと裁判の内容みたいなものが少しわかってきたし、例えば大谷委員のように、こんなことをやっているのかと言っている人が、やってもいいじゃないかという気になられたし。

(大谷委員)

いや、まだまだ。

(平木委員)

いや、初めの意見から比べると大分変わっている。それに、北川委員は何回か欠席していらっしゃるの、その間私たちがさんざん言ったことをもう一回確かめられたいんだなという感じがしている。

(北川委員)

すみません。

(平木委員)

いえいえ、それは全然すみませんじゃなくて、何度もやった方がいいと実は思っている。わかっていくにはこのくらいかかるんだろうと思うし、一般の人が裁判の中に入ってくるのには、10回では済まないんじゃないか。市民参加の意味を本当にわかること、両者の距離を縮めるのはすごい大変なことだと思う。

(北川委員)

その大変なことをやってほしいという気持ちがあって、明らかにパラダイムシフトで、行政などでもあつという間に変わる。

(平木委員)

行政にも影響があると、ここが変われば？

(北川委員)

いいえ、ここが変わればであるが、逆に行政が市民との間でインタラクティブリアルタイムのようなことの流れの中で、一気に変わる。そういう感じがする。だから、司法の世界でも、さっき言われたような、そういうことがあるなということで、言われるより先に言った方がいい。それでちょうどいいときぐらいかなということを使ったのである。「by the people」というか、一緒にということで、さっきの市民感覚を大事にして、そういうものを育てながら見てくれと、それが専門家としてのプライドではないか。「我々のやっていることをどうぞ。」というのがあると、こちらもすごく感心する。市民も、「やっぱりすごい。」という。そういう感じがする。だから、お互いがもうちょっとコラボレートできるかなと思う。これまではそうではなくて非常に不幸な関係だったなと。行政は司法の世

界よりもっといけると思う。司法は、それは譲れないところはある。それは当たり前の話なんだけれども、いろいろなところで何かわかりやすくすることが必要だ。

(最高裁)

そこが非常に外から見えにくいんで、ここまで譲れて、ここまでは譲れない。例えば、一番直接民主主義を徹底すれば、裁判官が一切手を引いて、陪審にしてしまう。これが裁判における直接民主主義の行き着くところだと思う。だから、その方がいいのかという、それとの選択の問題がある。陪審型がいいのか、あるいは裁判の専門家も加わって、かつ、国民と一緒に共同作業としてやるのがいいのかというのは、これは私は変わるという前提の中での二つの選択肢だと思う。

(北川委員)

行政官は本当にこのことはわかってくれなかったのだが、それを私は強制するつもりはないが、「俺達がこれだけやっているのに、何をまだ文句言うか。」とか、「住民のためにやっている。」「住民本位だ。」とか、「あなた方が住民本位と決めているだけで、こっちから見たら全然押しつけじゃないか。」という感覚の議論を何回もやって、そういう経験があって、ちょっと失礼な話だったかもわからないが、経験からいったら、むしろぱっと開いて「さあどうぞ。」といった方がずっと楽なような気もする。

(北川委員は、都合により退席)

(2) 東京地方裁判所民事部及び刑事部裁判官との懇談会

(松尾委員)

インターネットでホームページを見ると、判決の紹介をやっているが、これはやはり圧倒的に民事判決が多いようだが。

(平木委員)

裁判官は、カウンセラーのような役割を担うことになるのではないかと。先程、コミュニケーションスキルを磨くという話が出たが、一般の人が思っていることと、裁判官が思っていることとを突き合わせる作業をしていく中で、裁判官が解説してしまうと、先入観を与えることになってしまう。一般の人の感情的、情緒的な言葉を言語化するのが

カウンセラーの仕事なのだが、裁判員制度の中では、裁判官は、このカウンセラーの仕事をするようになるのではないか。

(東京地裁)

民事が多い。もちろん、参考になるというか、できるだけお知らせした方がいいというものをセレクトしており、全部出しているわけではない。

(松尾委員)

どういう基準でセレクトしているのか。

(東京地裁)

先例として参考になるとか、あるいはある種世間の耳目を集めたということを基準にしている。ただ、民事部が50部あり、毎日相当な数の判決を出しているので、そういう意味では誰か1人というか、あるいは一定の部局でセレクトしているのではなくて、むしろ各部ですぐに速報として出した方がいいと思われるものを出している。あと気をつけることは、プライバシーの問題があるので、例えば仮名処理といったことはやることになる。そういう意味では各部にセレクトを任せているので、必ずしも一定の基準でないこともあるかもしれないが、できるだけ広く参考になる、あるいは世間の注目を集めているという事案は早くお知らせするようにしている。

(東京地裁)

知的財産権事件については、むしろ掲載を原則としており、いろいろな事情で掲載しないという方がまれである。

(東京地裁)

知的財産権事件は、知財経済界あるいはそういう関係者にとっては影響することが多いので、できるだけ早く、できるだけ多くの裁判例を出している。

(東京地裁)

4～5年前から実施している。

(松尾委員)

医療過誤なども、今は専門部が置かれている。

(東京地裁)

集中部ということで、通常事件と並行して審理している。

(大谷委員)

各地の医療過誤の事件を、東京地裁、大阪地裁で受け入れられるというような姿勢をとっているのか。

(最高裁)

それは知的財産権事件だけである。医療や建築事件などは通常事件と同様である。

(最高裁)

千葉地裁、名古屋地裁、大阪地裁、福岡地裁、札幌地裁にも集中部がおかれている。

(最高裁)

そういうところは医療過誤の集中部を置いているが、別に管轄を広げたわけではない。

(最高裁)

地元の医師会とのつながりということが非常に大事になっているので、そういったネットワークができる場所というのが中心になっている。要するに、この種の事件の審理が時間がかかるのは、鑑定に時間がかかる、なかなか鑑定人が見つからないというところにあるのだが、鑑定のためにどのくらいの医者を出せるか、その辺のところスムーズに手続に乗ってくるかどうかということを見なければいけないということである。

(東京地裁)

当庁では4か部を医療集中部という形にしており、医療事件は全部その4か部に行くことになる。ただ、医療事件だけを担当しているわけではなくて、そのほかの事件もあわせて担当しているという意味で集中部と申し上げたが、古い事件はともかくとして、平成13年4月からの新受の医療事件は、全部その特定の4か部に行くという形になっている。

(大谷委員)

この懇談会でも、以前申し上げたが、迅速化という中で言うと、突出して時間がかかっているのは医療じゃないかという気がする。私も今ちょうど取材で、埼玉医大の抗がん剤の過剰投与の件や東京女子医大の件だと思うけれども、やはり鑑定でいくと、

どうしても私たちから見ていると、原告への負担が一般民事事件よりもはるかに重いのではないかと。特に、地方の小さな都市で起きた場合には、非常に原告の負担が重いのではないかと。

(東京地裁)

鑑定負担ということを言われたが、鑑定人を探すという意味であれば、鑑定人選任は裁判所の方で基本的に行っているため、鑑定を採用されれば、裁判所が責任を持って鑑定人を探し、鑑定人として選任することになるので、原告のその面での負担はさほど問題にならないのではないかとと思われる。

(大谷委員)

それは、学会を通じてなのか。

(東京地裁)

最高裁に医事関係訴訟委員会というのがあり、そちらの方で協力している学会があり、幾つかの学会においては鑑定人を推薦してくれるという制度が始まっているので、その利用もできるようになっている。

(東京地裁)

学会でかなり温度差があるということも聞いている。非常に協力的な学会もあるし、依然としてなかなかご協力いただけないという学会もある。たしか90幾つ学会があると聞いている。

(大谷委員)

一番の問題なのは、がん学会なのか。

(東京地裁)

それとともに、それは中央であるが、先ほども話があったけれども、まず地域の医療機関との間で第一次的にはパイプをつくって、そこで協力体制をつくらうではないかということで、今、当庁では、東京都区内に医学部の本部がある大学が13大学あるが、そこと定期的な協議を行っている。裁判所の悩みなり、あるいは医療現場の悩み等々について意見交換をする、そういうパイプづくりから始めて、鑑定の方法なり、鑑定人の選任あるいは推薦をスムーズにさせていただくということで、一昨年の暮れに第1回を、昨年の暮れに第2回を、今年第3回の協議会を開き、その間に数回幹事会み

たいなものを開き、そういうパイプづくりが今着々とできているというか、緒についたという感じである。

(米本委員)

私は日本の現状を批判する代りに、諸外国の政策との比較、ことにヨーロッパとの比較をやってきた。すると、日本の医療職能集団の自己統治機能がきわめて弱いことが明瞭になる。日本の弁護士法には弁護士会規定があるけれども、本当は医師の場合も、強制参加の自分組織がないといけない。ところが、日本の医師法には医師会規定がなくて、プロフェッションとしての医療行為の相互チェックがないために、医師の裁量権が大きくなり過ぎて診療の質がばらばらになってしまっている。こういう制度的不備が司法に過剰にかかってしまい負担になっているところがある。日本の医療関係の裁判に時間がかかり過ぎるというのは、裁判所の側に原因があるのではなくて社会制度の不備が裁判所の負担としてかかってしまっているところがある。医療というのは現業部門であり、通常の治療をやっている、イレギュラーなことは起こるわけで、この不規則な結果を第一義的に管理するのは医療職能集団である。これは通常の不規則の範囲なのか、ミスなのか、犯罪なのかという第一次的なスクリーニングは本当はプロフェッションがやらないといけないはずなのに、日本の医者集団はやってこなかった。だからいきなり警察の判断事項となり、裁判所に持ち込まれる。職能としての自己管理が働いていないから、鑑定をしてくれる先生を見つけるのが大変だし、鑑定にいくまでにこれまでは非常に難しかったわけである。この究極の解決策は、医師法を改正し、医師会の規定を設けることである。もう少し一般的に言うと、本当は先進国ではとっくに整えていないといけない法律が立法府が機能せず、これを整えておらず、その不備が裁判所の判断にもたれかかっている部分大きい。私は別に裁判所の肩を全面的にもつわけではないけれども、批判のあり方が、しばしば正確ではない。私は医療とか科学技術の政策を見てつくづくそう思う。

(最高裁)

今度の裁判迅速化法には、裁判所にも、迅速化法の検証という項目が入っているが、決して行為法とはとらえて欲しくない。基盤整備法と考えてもらいたい。従って、迅速化法で検証すべき対象というのは、裁判を支えている社会的インフラも含めたその検

証の問題であると考えているわけで、その中には当然第一義的には法曹人口が十分かどうか等という議論になるわけだが、実は私の方では、鑑定等も含めた、あるいは科学技術も含めた、そういうものの整備状況というものが裁判迅速化の前提条件としては必要だろうと思っているので、直ちにそこまで踏み込めるかどうかは別として、いずれはそれを含めた検証を行っていきたいと考えている。

(東京地裁)

医療訴訟では、被告側には専門家が必ずいる。それに対して原告側、患者側にはいない。そうすると、そこに専門家がある程度関与しなければいけない、あるいはそれを担当する弁護士がもっと専門化しなければいけないのではないかというところがまず第一歩だろう。患者側の代理人をする弁護士も増えてきて、ネットワークみたいなものをつくっている。だから、それに対してバックアップする専門家というものがいないと、どこが本当に問題なのか、どこが争点なのかがわからないので、まずそのあたりをきちんとしていただけるかどうかというのが出発点ではあるだろう。

(東京地裁)

東京地裁の医療事件で言うと、約半数は、原告側から協力医の意見書が出てくる。そうした事件では、法廷で人証調べを行う際に、担当医と原告側に協力している医者に同時に聞くという手続をすることが多い。裁判所も、双方の専門家の意見を聞いて心証形成を補っていくので、かなり審議が迅速化し、そのような場合には原告側から鑑定の申請自体が出てこない割合が高くなっていると認識している。

(松尾委員)

民事の方は、外から見ていると、21世紀の民事訴訟と題して論ずるとか、未来指向型に見えるけれども、刑事の方は、先ほど北川委員からも問題提起があったが、あまり、21世紀の刑事訴訟などという論文は見たことがない。それはどういう違いだろうか。

(東京地裁)

刑事では何とか現状を一步一步改めるという発想がかなりあって、それでエネルギーが相当費やされていた。21世紀を考えると、根本的に刑事裁判とは何ぞやというところがなかなか難しい気がする。現在の議論は、裁判員制度等、国民参加につい

での大きな議論があるので、やはりそこからスタートしていかざるを得ないのかなという気がする。刑事裁判は古来からあるけれども、そもそも刑事裁判とは何ぞやというところが、ばらばらなので21世紀の刑事裁判についてはなかなか議論しにくいと思う。

(松尾委員)

迅速化の実績は、刑事の方が進んでいるかなと思うけれども。

(東京地裁)

もともと刑事事件は速かった。本来そんなに遅くはない。

(最高裁)

長期未済をこの20年、30年のスパンで見ると、刑事事件の方は往時の6.5%くらいとなっており、大分違うと思う。しかし、新民訴法以降、あるいはその新民訴法の前あたりから民事の方も相当変わってきているし、世界で、例えばオックスフォードの先生が民訴法の国際法比較をしたときに、世界で民訴法がうまく動いているのは3つしかない、それはドイツとオランダと日本であると言われた。日本国内では駄目だ、駄目だと言われているけれども、実はかなりうまくいっている方だという見方もある。もっとも、それをずっと追い求めていくと、実は事件が少ないからだとか、事件が少ないのは弁護士が少ないからだとか、事件が少ないところへいってしまうものだから、途中でとめておけば本当はありがたかったが、その辺りのところも今後見据えて変わってくるだろう。むしろこれは前にも話したことがあるけれども、刑事がなぜ速くなってきたかというのは、事前準備で争点を整理してやろうということが定着してきたことによる。ただ、その後、一定程度のところまでそれが止まった。特に、大きな争いのある難しい事件でそのような状況が出てきたのだが、第1回前に事前準備するなどというのは予断排除の原則に反するとか、弁護士がかなり問題にした。一部の著名事件で審理が遅れるというのは、そのような原因があったのだが。それがまた最近なくなってきて、事前準備がスムーズに行き始めている。それはどうしてかという、民事の方で、改正民事訴訟法の実践ということで、当然第1回の前にお互いにそういう争点整理をどんどんしなければいけない、裁判所も含めて。そういうことになってくると、民事でもやっているんだから刑事もいいじゃないかという、いささか乱暴な話だが、そんなところまで変わっ

てきている。その意味で、むしろ最近では刑事は民事から随分刺激を受けてきているというのが実態かなと思っている。刑事出身者としては、これじゃいかんじゃないかと思っているが。

(東京地裁)

民事の影響がかなり強くなっているというのは、今言われたとおりだ。ただ、先ほど言ったように、刑事裁判というのは、手続の迅速化とか、そういうことだけではなくて、被告人に対する感銘力とか、複雑な要素がいっぱい絡んでいると思う。だから、技術的にどうこうすればいいというだけじゃなくて、じっくり被告人と対応する時間も必要じゃないかとか、あるいは事実認定の関係でも、かなり熟した証拠調べとか、そのためにはいろいろ聞かなければいけないんじゃないかという議論も当然出てくると思う。単に技術的なものだけではないんじゃないかなという気がして、なかなか議論がしにくい。

(大谷委員)

21世紀になり、刑事事件に複雑なインターネット等、この頃の新しいものが入ってきているので、それは知財部の方で対応してくれるんだろうが、むしろ私達現場の取材をしている人間からすると、刑事裁判に対する国民の期待感というのが、逆に複雑化してきてしまっていると思う。つまり、今言われたように、これまでは、被告人に対して、事実の認定をしていくということと、もっときちんとした量刑を加えるということだったが、今、裁判に対して声を上げ、刑事裁判に対していろいろなことを私達の方へ言うのは、かつてのような冤罪事件を言っていた弁護士ではなくて、被害者である。もちろん、情状証人とか、そういう形で話を聞くこともいいかもしれないけれども、今までから言えば、それは検察官がそれに対抗するという形だったわけだ。それが今はかつての被害者とは違う。被害者からの声の方がメディアなどに登場することが多い。これが21世紀の刑事裁判ということになると、例えば、少年事件のシステムを少し変えて、陳述ができるとか、そこは変えられたかもしれないけれども、基本的に刑事は私は変わることはないと思う。特に大阪の宅間被告の事件などを見ると、裁判所に期待していたがために、被害者の喪失感がすごい。加害者が控訴を取り下げてしまったと。むしろ、取り下げてもらわなかった方が被害者はまだ元気があったと思う。その辺はどう

すべきだろう。結局、本当を言うと、修復的司法みたいに、裁判とは何なんだ、裁くだけが裁判なのかといった哲学的なことになってしまう気がするけれども、私もわからない。でも、被害者たちは裁判で救われたいと思っている。

(東京地裁)

刑事裁判に国民はかなり真実の解明ということを求めているというのが日本では非常に強いとよく言われている。確かに、私どもが事実認定をするとき、真実を知っているのは被害者であり、被告人であるから、できるだけ真実に近寄りたいという意識は非常に強い。そうでないと説得力のある判決は書けない。そういう気持ちはあるけれども、刑事裁判は証拠によるので、完璧に真実に結びつくような認定というのは難しい。そのジレンマがどうしてもあるけれども、そこが割り切れる国民性になるかどうか。そうでないと、裁判に求める期待というのは非常に強いんじゃないかと思う。私自身は、裁判所はできるだけ応えていかなければいけないんじゃないかと思うが、なかなか難しいので、非常にづらい。また、傍聴席からも被害者の視線が常にあり、それを意識しながら、刑事裁判は非常に重いなという感じだ。

(最高裁)

刑事に限らないけれども、国民の裁判に対する要望というのは常に矛盾したものであり、一つではなく、いろいろな要望があると思う。今はたまたまそういわれているが、あるときは被害者ということが言われ、別のときには被告人のことも言われる。逆に言えば、裁判所というのは、そういう矛盾した要望というものを全部受けとめて、その中からあるべき姿、あるいは両方の声を聞いて判断していく、常にそういうところにさらされている機関であると思わざるを得ない。それだけに、裁判官の足腰を強くしていくということが一つ、それからシステムとしての国民に対するレジティマシー(正統性)というか、それを確保していくということがもう一つで、その二つが我々として常時やっていかなければならないことではないか。現象としていろいろな流れは今後も出てくるだろうと思うし、裁判に対する国民の要望というのはますます強くなっていく、デマンディング(要求過剰)になってくるだろうということは当然考えざるを得ない。それに一義的にどう反応するかということとは言えない。常に複眼的に物事を考え、両面を評価しようという姿勢を持ち続けるしかないんじゃないかというのが私の感じだ。

(平木委員)

そのとおりだと思う。この懇談会に出席してだんだん思ってきたことだが、21世紀の裁判というのは、裁判官というのは真実を追求してくれて、正しいことをきちんと判断してくれるところだとみんなが思わなくなることだ、と私は思っている。少し失礼な言い方だけれども、人間のやることの真実を明らかにすることはできないが、理解をすすめることはできる。私達ができるだけのことをし、こういう結論に達したということをみんなが議論し合ったり、納得し合ったりして公表していく。そして、人間のすることの不十分さをみんなが分かち合えるようになることが裁判員が入ってくることの意味のように思う。そういう意味では、一方ではきちんとやってもらいたいという思いがあると同時に、他方では我々が、多様性を見据えつつ精いっぱいやるしかないし、そして、人間のやることに完ぺきはないと思えるようになっていくことだと思う。

(松尾委員)

確かに、今の平木委員のお話は、21世紀の裁判について、一面の真実を道破しておられると思う。今でもアメリカの刑事訴訟法の研究者などと議論していると、日本の法を勉強し始めて一番ショッキングだったのは、日本人は刑事裁判で真実が発見できると確信していることだと言われる。アメリカにはそんな確信はない。もっとも、彼はそのときに、「しかし」とつけ加えて、「アメリカが真実に無関心なわけではない。法廷というところは厳粛なところだから、みんな真実を述べるはずだというのが前提になっている。被告人ですらそうである。日本の法廷を見ていると、被告人は随分いいかげんなことを言っている場合もあるような気がするが。」と言う。アメリカでは被告人も宣誓させられる。それから、いいかげんな被告人を証人台に立てると、弁護士にも懲戒問題が起きる。日本では何か厳しさが不足しており、甘えの構造だという印象はある。

(平木委員)

その甘えというのは、私は今まではみんなが裁判官におんぶしてきたということだと思う。それでいいような気がしていたんだと思う。けれども、大谷委員が言われたように、違う視点があることが、被害者がものを言うようになったことにより明らかになった。裁判には多様な問題が潜在することがわかっていくことが大切なんだと思う。

(最高裁)

それは昔からで、裁判官の理想像として、一方では遠山の金さんということがいつも言われ、もう一方では障子を隔てて石臼をひきながら訴状を聞いたという板倉重宗というのも理想像であり、この二つを一人が兼ね備えるということは本来不可能だが、恐らくどちらもが裁判官の理想像と言われてきた。その中でどういうのを選ぶかというのは個々の裁判官に任せられているとしか言いようがない。

(田中委員)

経済・経営の分野で言うと、マーケットの評価というのと組織内の評価というのを組み合わせられると、ものすごく組織の人は楽になる。私は民間の小さな研究所にずっと長くおり、だんだんシニアになり、若い人の評価をしなければいけない。A君とB君がいて、A君の方がいいんじゃないかということで私が勝手に言っても、B君は納得しない。どういう方法をとるのが一番いいかというと、外のメディアに仲介することだ。そうすると、これは組織の中の評価でなくて外のマーケットでの評価だから、これはなかなかいい論文だとか、よく勉強しているとか、これは知らなかったとか、それなりの反響が出る場合と、何かどこかで出た話を書いているだけだなという感じが出る場合とがはっきりしてしまう。マネジメントというか、部長などがそういう下の人の評価というか、機会を与えるケースが大体多いから、この人にもう少し違う機会を与えるということがある。それで、外に出すと、結果は、それは今度は編集者とか、いろいろなメディアで適不適もあるから、必ずしもそれが成功するわけではないが、何回かやっていると、評価がそれなりに自分でもわかるようになる、中の人でも。組織が評価まで含めて全部やるというのは無理があるし、毒というか、自家中毒というものもある。裁判所は立派な組織だから、変なのが出たら困るなというのはそのとおりだろうから、何が一番いいかといったら、外の人を入れるのが、自浄作用を効かせるに多分一番いいんだろうと。今まではなかなかそうもいかなかったんだけど、裁判員というのは普通の人なんだけれども、普通の人というのは、北川委員も強調していたように、なかなかのもんだ。普通の市民というのはなかなかのもので、やっぱり馬鹿にできないんで、総合的なある種の評価、まさに我々はそこに依存して社会のシステムを構築しているわけだから、裁判所もまた立派な組織なだけに余計負担がかかっていたから、その

マネジメントのところ一気に、外の面を入れて少しもんでもらおうということなんだなと。結果は、多分間違いなくよいと私は前から思っている。

(最高裁)

裁判所は決して抵抗勢力ではない。今、田中委員が言われたことを私は別の言い方をしている。今までの裁判官だけでずっとやってレジティマシー(正統性)を確保していくというのは、非常にハードなシステムなので、もちろんある意味では非常に有効なんだけれども、歴史の流れが大きいときに、それに耐えていけるかどうかという問題がどうしても出てくる。少しそこに外部を入れるというのは、実を言うとソフトなシステムで、少しインチキなところも含むけれども、そういう面もある。そういうハードなもので受けていくよりは、ソフトなシステムを入れた方がいいのかなと。ただ、これは何度も言うけれども、もう一方において何を犠牲にするのかしないのかということとの兼ね合いの問題だから、極端にいけばよいということにはならない。だから、完全に裁判所がフリーになって、例えば手続の取り次ぎ役だけに徹すればよいというのは、これは非常に楽だけれども、そうすると、今の日本の裁判が果たしている機能のかなりの部分というのが失われていく。結局その兼ね合いの問題だと思う。

(田中委員)

裁判所がわかりやすい言葉でわかりやすく議論を詰めていくというのは前の段階、前裁きはやらしてもらわなければ全然駄目だということだろう。そのところの議論は進んでいるのか。

(最高裁)

それはかなりやっている。恐らくそこはかなりの限度で制度化されると思う。むしろ今の問題は、裁判所は全部手を引け、完全に国民に委ねてしまえというのがどちらかというと弁護士側から非常に強いから、そこまでいってしまうと危ないだろうというあたりが今一番議論になっているところだ。

(大谷委員)

やっぱりプロというのはすごいなという面と市民感覚というのをまた持っているというところが、私は裁判制度の一番大事なところじゃないかと思う。つまり、プロのプライドと、それからプロの力に頼らなければいけないところは尊重しなければいけないとい

うのはすごくあると思う。それと、市民というのは捨てたものじゃない。逆に言えば、市民はそこでいかに裁判が信用できるものなのか、プロというのはどれだけすごいものなのか、簡単に言えば、草野球をやっていた人間が松井のバッティングを見たら目を回すみたいなのがあるところがあって、それでこそ市民が正当にプロを評価してくるという部分があると思う。だから、それを一挙に国民の手に委ねるなんていうことになったら、それは逆にプロってすごいところという国民の側からすれば、非常に失望感を伴うと思う。だから、その兼ね合いをプロとしてきちんと出していけるか。だからこそ国民もそこへ参加して、その制度のすばらしさとか強さというのを同時に受け入れることができるというところに持っていけるかどうかで、そこが逆になってしまうと、私は、培ってきた裁判制度というのは国民の失望感しか呼ばなくなると思う。

(最高裁)

裁判所としての専門性を確保しつつ、なおかつ国民の理解を得ていく、そのための制度ということを考えている。今後も専門性はますます必要になるであろう。しかし、ますます必要になる分だけ、そのやっていることの中身は国民にわかってもらわないといけない。そういう問題だ。

(大谷委員)

田中委員から異論が出たが、我々が一番恐れているのは、例えば道路公団の問題が出たときに、基本的に構造改革、行政改革、政治改革、何も進まない。そのことが非常に国民のいら立ちを引き起こしている。何とか現政府は改革できるということを見せようということで、司法が非常に今ターゲットになっている。つまり、そのことによって国民がドラスティックに、かつダイナミックに変わるという意識の段階に、もし今の為政者が将を射ようとすれば、これはとんでもないことになる。行政とか立法は、何年何月にさかのぼって年金とか支給できるわけだが、司法は1回やってしまったら、その時の裁判というのは2度と通れない。そのことの怖さを知ったら、本当に改革推進されているのかという不安がすごくある。もしそんなことになってしまったら、取り返しがつかなくなってしまう。

(最高裁)

そのことは常時言っているんだけど、なかなか理解が得にくい。

(大谷委員)

改革が進まない中で、裁判員制度について一層今拍車がかかっているような気がする。そんなのは国民的に受け入れないと言われたら、たまったものではない。

(米本委員)

私も大筋で大谷委員と同じ意見である。冷戦後、55年体制が崩れて、霞が関官僚や、国会議員や、警察が批判され、権威が地に落ちた。その日本社会の中で一番信用があり、その意味で虎の子である裁判所の体系をそんなに易々と変えてしまっているのだろうか。私の周りでも、「えっ、裁判員制度なんて話は聞いてないぜ。」という人がほとんどである。私も、裁判官の間に一般市民が入って判決のプロセスに参加するというのは、確かに、理想的だし、そういう方向に進むことに反対ではない。しかし、言い方を変えると、司法、特に裁判制度というものを、敬して遠ざけてきた。国民の側は、裁判官に丸投げしてきたわけだ。それにいきなり一般市民を入れるというのは、これは大変な革命である。司法制度は一連の制度改革の優等生で、非常にスマートに抵抗もなく変わろうとしている。今回の道路公団の総裁人事一つを見ても、アメリカなみのポリティカルアポインティーなんて、夢のまた夢という感じである。もっと行政府に民間人がたくさん入れればいいのに、一人動かすのに大変なのが現状だ。非常に高い信頼システムであった司法制度に裁判員を入れるというのは、大変な制度改革で、それは多分社会にとって大変教育的でいいことには違いないけれども、思考実験をちゃんとやり、細部をいい形に到着するよう、丁寧に詰めていくべきだと思う。

(最高裁)

私どもが言っているのはまさにそういう意味で、制度をスタートするときは現実的な制度でスタートしていただきたいということである。今まで何もデータがとれていない。例えば、今の免責規定がこの程度のもので、本当に自営業者を含む国民が参加できるのかどうかという問題もそうだし、マスコミに対するコントロールが本当に必要なのか、あるいは必要ではないのか、そういうものも全くデータがとれていない。現実的なところでスタートしてデータをとりながら、私は見直し規定を置くべきであると思う。例えば5年後に見直すといった見直し規定を置いて、一步一步着実に進めていくべきでないかというのが今の裁判所の基本的な姿勢である。しかし、もう一方で、ご承知のように

日本型の社会では常にあるけれども、明治維新みたいなことをやるためには思い切
ってやらなければならないんだという思想があるわけで、結局そういう思想との選択
の問題だということである。どちらかといえば司法というよりは、政治家を含めた日本
人の伝統的な体質がこういう大きな問題のときにどのように処理していくのかというこ
とでしかないような感じだ。私どもは、もちろん現実的な着実な進め方の方が好ましい
し、ぜひそうすべきだということを強く言っている。

(松尾委員)

私は、裁判員制度を導入するのに多少かかわった一人かもしれないけれども、現在
の日本の裁判、特に刑事裁判が根本的におかしいと思っていたわけでは決していない。
しかし、やはり何か少し限界に来たなという気がする。理由を説明しろと言われると大
変だけれども、そういう直感のようなものもあり、やはりどこか変えたいと思うのである。
司法参加のわく組みが決まる前夜には、陪審か参審かという激しい議論もあったよう
だけれども、司法制度改革審議会は陪審制度に対してははっきりノーと言ったと思う。
国民的基盤云々というのは、陪審であれ、参審であれ、あらゆる司法参加に当ては
まる話だけれども、ここでこの制度の導入は被告人のためではないと明言している。
アメリカの陪審制度は、まさに被告人の権利であるということが真正面に出てくるので、
実定法としても憲法に陪審裁判を受ける権利というのがあちこちに書いてあるわけだ
が、そういうものとは全く異質な発想として、言いかえれば、現在の司法制度にやや
弱いところがあるとすれば、そこを埋めるための改革であるという趣旨で出てきたは
ずなので、その意味で、今出てきている裁判員9人とか11人とかいう議論は、私はお
よそあり得ないものと思っている。そういう意味で、多少希望的観測ではあるけれども、
きちんとしたところに落ちつくのではないかと思う。

(最高裁)

なかなか厳しい状況だ。

(大谷委員)

内閣府の調査など、例えば世論調査などで、国民の裁判に対する信頼度の傾向とい
うのはどうなのか。

(最高裁)

内閣府の調査はない。今、読売新聞と共同通信と朝日新聞の3社がやっている。朝日新聞はインターネットで、あとの2つはアンケート調査だ。読売新聞と共同通信のデータはほとんど共通の傾向を示していて、かなり信頼度は高いのではないかと私どもは思っている。しかし、弁護士会はこれが非常に気に入らなくて、PRが足りないからこういう結果しか出ないんだとか、質問が悪いんだとか、いろいろなことを言っている。

(大谷委員)

その世論調査の中で、国民は裁判に対して何が一番不満か、というような調査はしているのか。

(最高裁)

「裁判所が権威的である。」とか、「やたら難しい。」とか、そういったところはやはり問題はあろうという指摘はある。

(最高裁)

それで、裁判員を入れた方がいいかどうかという問いに対しては、「入れた方がいい。」という答えが6割ぐらい。「では、あなたがなれますか。」というのと、7割ぐらいが「なりません。」という話だった。それから、ならない理由の一番は意外と健全で、「そういう難しい法律のことを判断する自信がない。」というのが6割ぐらいで大きな理由になっている。そういう意味では、ある意味で非常に健全な反応だと思う。

(最高裁)

人数論も、今のそういったところの意識の反映かと思うけれども、「裁判官と同数」とか、「裁判官が多い方がいいなあ。」というのが7割ぐらい。

(最高裁)

ところが、マスコミはそこはネグって、大きく、大きく、裁判員は大きい方がいいという論調でどんどん書いているから、どうしても政治家はそっちの方へいくということになる。

(大谷委員)

例えば死刑制度などでは、内閣府でデータを取っているのに、そういった民間のメディアではなくて、きちんとしたデータ分析というのが本当にされていないということは、意外な気がする。

(最高裁)

審議会段階で一度、民事裁判中心だったけれども、当事者からとってみたものがあるが、刑事裁判については特になかったと思う。

(松尾委員)

考えてみると、この「裁判官」という名称自体がかなりユニークだ。外国で、ジャッジ (judge) とかりヒター (Richter) というのには、別に「官」という意味は全然ない。ところが日本は明治以来「官」の主導で発展してきたんだらうから、いろいろなところに「官」があり、大学も「教官」という。国立大学をやめて私立へ行っても、つい「教官」と言って響きを買っている。私立大学には、「教官」は全然存在せず、みんな「教員」なので、自然と「教員」という言葉が出るようになったときに初めてその私大の先生として定着できる。中国では、「裁判官」に当たる言葉が「審判員」だそうで、「裁判員」に当たる言葉は「人民陪审员」で、つまり両方「員」である。漢字の国だけれども「官」対「員」というコントラストはない。どうも日本語では、事務の人たちも「事務官」となってしまう。

(東京地裁)

中国でも資格としては「高級法官」という名詞、これは何か裁判官という意味だが、「官」である。

(松尾委員)

ことばはむろん変化する。今日の裁判では、裁判長は、「ダメージ」などという言葉を使っていたが、それぐらいはもう普通の日本語になっていると言えよう。

(東京地裁)

昔は法律用語を割と使うということで、もう30年近く前だけれども、被告人に、「あなた」と言っただけでも怒られたぐらいだし、それなりの法律用語を使えという教育を一応受けた。最近はむしろいかにしてわかるように言うかということで進めている。

(最高裁)

「あなた」と聞こえては駄目だ。といって「あんた」も駄目、その中間ぐらいで言うんだと若いころ、教えてもらったことがある。

(松尾委員)

「そちら」というのもあった、昔は。

(東京地裁)

でも、昔の刑事の裁判長は、「あなた」と「君」と、平気で言っていた。だから、裁判長によるだろう。私などは、「あなたは」とか、「被告人は」とか、「君は」とか、割合普通の呼びかけを、もう40年近く前だけれどもやっていた。そんなに変わったとかではないんじゃないか。人によったのかもしれないが、戦前の修習をした人は「そち」と言っていた。

(3) 次回の日程

第11回:平成16年1月26日(月)午後3時~5時

以上